

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府豊かな緑を守る条例施行規則及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課、森の保全推進課)	111
告 示	
○随意契約の相手方の決定 (自治振興課)	112
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (丹後保健所)	〃
○落札者の決定 (医療課)	113
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	〃
○建築士法に基づく指定登録機関の変更 (建築指導課)	〃

公 告	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (京都林務事務所)	113
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	114
選挙管理委員会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	115
監 査 委 員	
○令和7年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置	〃

規 則

京都府豊かな緑を守る条例施行規則及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第3号

京都府豊かな緑を守る条例施行規則及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(京都府豊かな緑を守る条例施行規則の一部改正)

第1条 京都府豊かな緑を守る条例施行規則(平成18年京都府規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4中(7)及び(8)を削り、(9)を(7)とし、(10)から(16)までを(8)から(14)までとし、(17)を(15)とし、その次に次のように加える。

(16) 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例(令和6年京丹波町条例第21号)第5条、第6条、

第8条、第33条及び第36条の規定

別表第4の(18)を削る。

(京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成21年京都府規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 京田辺市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(令和7年京田辺市条例第35号。以下「新京田辺市条例」という。)附則第3項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされた附則別表に掲げる規定の適用がある場合における京都府豊かな緑を守る条例施行規則第33条の規定の適用については、同条中「別表第4の左欄に掲げるとおり」とあるのは「京都府豊かな緑を守る条例施行規則及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和8年京都府規則第3号)附則別表に掲げる規定」と、「同表の右欄に掲げると

おり」とあるのは「条例第3章の規定」とする。

3 この規則の施行前にされた改正前の京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（令和元年京田辺市条例第20号）第10条第1項の規定による許可に係る埋立て等については、第2条の規定による改正前の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第5条第4号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」とあるのは、「京田辺市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（令和7年京田辺市条例第35号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」とする。

附則別表（附則第2項関係）

- 1 新京田辺市条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第10条、第11条、第14条、第17条、第19条、第26条、第28条、第30条及び第31条の規定
- 2 新京田辺市条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた新京田辺市条例附則第5項の規定による廃止前の京田辺市土採取の規制に関する条例（令和元年京田辺市条例第19号）第8条、第9条、第12条、第15条、第17条、第23条、第25条、第27条及び第28条の規定

告 示

京都府告示第96号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年3月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 物品等の名称及び数量
第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査投票用紙印刷業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部自治振興課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日
令和8年1月23日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
野崎印刷紙業株式会社
京都市北区小山下総町54番地の5
- 5 契約金額
45,728,760円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

京都府告示第97号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和8年3月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
宮津市宇小田宿野1001の一部（次の図に示す部分に限る。）	ひ 砒素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）

京都府告示第98号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年3月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の名称及び数量
京都府立洛南病院清掃業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立洛南病院事務部会計課
宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
- 落札決定日
令和8年1月30日
- 落札者の名称及び所在地
エクレ株式会社
東京都中野区東中野三丁目13番19号
- 落札金額
273,240,000円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和7年12月19日

京都府告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月6日から令和8年3月23日まで縦覧に供する。

令和8年3月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 内里城陽線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
城陽市寺田濱代河川敷から 城陽市寺田濱代14の4まで	前	最小 2.6 最大 4.7	m 56.7	区域の廃止 廃道 延長51.7m 幅員
城陽市寺田濱代14の4から 城陽市寺田濱代14の4まで	後	最小 2.6 最大 3.2	5.0	最小 2.8m 最大 4.7m

- 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第100号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、次のとおり指定登録機関から変更の届出があった。

令和8年3月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定登録機関の名称
一般社団法人京都府建築士会
- 指定登録機関の住所及び二級建築士等登録事務所を行う事務所の所在地
(1) 変更前
京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641 京都建設会館別館2階
(2) 変更後
京都市下京区室町通松原下元両替町254
- 変更年月日
令和8年3月11日

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和8年3月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社太田建設
代表取締役 高木 英二
京都市中京区西ノ京北聖町34番地
- 林地開発行為の目的
土石の採掘（採石）
- 林地開発行為をしようとする区域
京都市左京区静市野中町408番地ほか4筆（次の図のとおり）

- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
11.7ヘクタール
- 5 期間
 - (1) 林地開発行為を行う期間
令和8年7月8日から令和11年7月7日まで
 - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和61年12月27日から令和22年12月26日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京都市左京区静市野中町の一部に存する道路（次の図のとおり）	出口にタイヤ洗い場を設置し、付着した泥等を除去する。 出口周辺が汚れた場合は、掃除車両等で清掃を行う。

- 8 縦覧場所
 - (1) 京都府京都林務事務所治山課
京都市上京区中立売通小川東入三丁目449
 - (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 - (3) 京都市産業観光局農林振興室
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
 - (4) 株式会社太田建設
京都市中京区西ノ京北聖町34番地
- 9 縦覧期間
令和8年3月6日（金）から令和8年4月6日（月）まで
- 10 意見書の提出期間及び提出先
 - (1) 提出期間
令和8年3月6日（金）から令和8年4月6日（月）まで
 - (2) 提出先
〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁目449
京都府京都林務事務所治山課
〔「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。〕



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年3月6日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市鶏冠井町南七反田9の2の一部、10の2の一部、11の2の一部、12の2の一部、13の1、13の2、14の1、市有地
（関連区域）
向日市鶏冠井町南七反田9の3、10の3、11の3、12の3、13の3、14の3、15の3、鶏冠井町清水11の5の一部、12の8の一部、35、鶏冠井町極楽寺19の2の一部、19の3、20の3、20の4、21の3、21の4、23の2、23の3、24の2、24の3、25の3、25の4、26の3、26の4、27の3、27の4、28の3、28の4、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市中京区大宮通四条上る錦大宮町126
株式会社第一物産

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第41号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月6日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄
40,947人



京都府選挙管理委員会告示第42号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年3月6日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄
355,916人



京都府選挙管理委員会告示第43号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月6日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

北 区	29,594人
上 京 区	20,648人
左 京 区	40,306人
中 京 区	29,440人
東 山 区	9,068人
山 科 区	35,721人
下 京 区	21,463人
南 区	27,249人
右 京 区	53,011人
西 京 区	39,597人
伏 見 区	72,869人
福 知 山 市	20,406人
舞 鶴 市	20,865人
綾 部 市	8,663人
宇治市及び久世郡	54,086人
宮津市及び与謝郡	10,616人
亀 岡 市	23,942人
城 陽 市	20,689人
向 日 市	15,520人
長岡京市及び乙訓郡	27,107人
八 幡 市	18,869人
京田辺市及び綴喜郡	23,563人
京 丹 後 市	14,082人
南丹市及び船井郡	11,836人
木津川市及び相楽郡	33,240人

監 査 委 員

8年監査公表第1号

令和7年度に執行した監査の結果（令和7年9月29日監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月6日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

定 期 監 査
監査の結果

【部局別】

(1) 総務部

府有資産活用課

(指摘)

随意契約の公表を行っていなかったもの
(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項の内容について共有し、他に随意契約の公表漏れの案件がないか点検したところ、同様の事例がないことを確認した。

また、本件の公表については、府ホームページに令和7年7月分の情報として掲載した。

今後は、施行（会計課への提出）を失念しないよう、改めて課内に周知するとともに、会計事務月次点検の際には、併せて随意契約の公表漏れがないか再度点検を行うなど、再発防止に努めることとした。

(2) 文化生活部

文教課

(指摘)

補助金の実績報告書類の不備・不足を是正させることなく額の確定を行っていたもの

(措置の内容)

監査後、令和6年度の当該事業については、不足資料等を収集し、補助要件に適合していることを確認した。

また、補助金等の交付に関する規則の内容を課内で十分周知した。特に誤りが発生しやすい年度末・年度初めには改めて確認を徹底するよう周知することとした。

さらに、書類の不備や不足を見逃すことのないよう、複数人でのチェックを徹底するなど、誤りを未然に防止することができる体制を構築することとした。

(3) 農林水産部

① 農村振興課

(指摘)

電波利用料の支払が遅延し延滞金が発生していたもの

(措置の内容)

監査終了後、請求書ボックスを設置し、複数の職員で支払手続の進捗を確認することができるようにした。また、請求書等を受領した場合は、支払期限を待たず、速やかに支払手続を開始することを組織で共有し、徹底することとし

た。

請求書等の支払状況については、会計事務月次点検の支払漏れ防止重点チェックリストに新たな項目を追加することで、組織的なチェック体制を強化し、再発防止を図ることとした。

② 流通・ブランド戦略課

(指摘)

変更契約に際し予定価格調書を作成していなかったもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図った。

今後は、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努め、複数の職員によりチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

(4) 建設交通部

指導検査課

(要望)

補助金について有効性の観点から改善の余地があるもの

(措置の内容)

監査終了後、課内会議において要望事項の説明を行い、今後の補助金運用について協議した。

今後は、より有効な補助事業とするため、講習会の実施方針等を定めた京都府インフラ維持管理担い手育成事業補助金交付要領を作成し、厳正に審査することとした。